

(仮称)道の駅「八千穂高原IC」基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、(仮称)道の駅「八千穂高原IC」基本計画策定業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

- (1) 名称 (仮称)道の駅「八千穂高原IC」基本計画策定業務委託
- (2) 目的 本業務は、(仮称)道の駅「八千穂高原IC」の整備を予定している佐久穂町千ヶ日向地区(国道299号沿線)を対象に、地域の課題や周辺の状況、住民の意向や利用者のニーズに沿った整備を、総合的に推進する基本計画を策定するものである。
- (3) 内容 別紙『(仮称)道の駅「八千穂高原IC」基本計画策定業務仕様書』のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じ、仕様を変更することがある。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和2年3月23日まで
- (5) 委託料 業務等に要する費用の上限は、3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、町からの新たな要望事項については、この限りでない。
- (6) 契約方法 プロポーザルにより選定した契約予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による単年度随意契約を行う。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

- 4 参加表明 本プロポーザルに参加を希望する者は、令和元年6月13日(木)午後5時までに、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出するものとする。
なお、参加申請書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式3)を提出すること。

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格登録者に係る入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者でないこと。民事再生法(平11年法律第225号)に基づき再生手続開始

の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- (5) 佐久穂町暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 平成20年度以降に、国又は地方公共団体から発注された、道の駅基本計画策定業務又は道の駅基本構想策定業務や、地域振興施設建設等に関する調査・計画検討業務（設計業務は含まない）を、受託した実績を有すること。

6 参加申し込みの手続き及び提出物

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務工程表（任意様式）
- エ 見積書及び見積内訳書（任意様式）
- オ 業務実績を証するもの（複写可）
- カ 会社概要（任意様式）

(2) 提出部数

正本 1部 副本 9部（副本は複写可）

(3) 提出期限

令和元年7月8日（月） 午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

郵便番号 384-0697

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町役場 総合政策課政策推進係

電話番号 0267-86-2553（直通）

FAX 0267-86-4935

電子メール seisaku@town.sakuho.nagano.jp

7 質疑の受付及び回答

別紙仕様書内容及びプロポーザル実施要領等に関する質疑の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和元年6月18日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式2）に質疑事項を記入の上、電子メールにて提出のこと。

※ 電子メール又はFAX送信後は、未受信防止のため必ず総合政策課政策推進係に電話し、着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

6（5）に同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は令和元年6月21日（金）までにプロポーザル参加表明書提出者に対してメールにて回答する。また、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。なお、質問が無い場合はメールでの送信はしない。

8 企画提案書作成方法

企画提案書の構成は以下のとおりとし、任意の書式で作成すること。

(1) 提案書の構成

ア 企画提案書表紙

イ 企画提案書（A4判縦使い横書き最大6枚まで両面印刷可）

① 業務を進める上での課題とその対応策が的確に整理されているか。

② 本町の状況を理解し、実現可能な提案となっているか。

③ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。

④ A3判の折り込みは可とする。但し2ページ扱いとする。

ウ 業務工程表（任意様式）

※仕様書の業務内容を含め、早期完成を目指した事業工程表を作成する。

(2) 提出部数10部（正本1部、副本9部）

9 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により佐久穂町建設工事請負人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(1) 日時 令和元年7月16日（火）頃を予定（別途通知する）

(2) 場所 佐久穂町役場佐久庁舎 北会議室

(3) 持ち時間 各社30分以内（説明20分以内、委員からの質疑10分以内）

(4) 注意事項

ア 出席者は3名までとする。

イ 資料は事前提出した資料に限り、追加は認めない。

ウ パソコン、プロジェクター、スクリーンは佐久穂町で用意する。

エ 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(5) 評価方法

ア 採点

選定委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

イ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2人以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。

なお、契約候補者と契約に向けた交渉を行ったが、不調に終わった場合や、欠格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

ウ 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価項目	配点
業務の理解度、取組み方針	10点
道の駅基本計画策定業務の受託実績	10点
検討会議の開催支援及び関係機関協議支援の進め方	10点
工程計画の妥当性	20点
プレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する対応	40点
見積価格	10点
計	100点

(6) その他

本プロポーザルは、最適な事業者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

10 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和元年7月19日（金）

11 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については町に請求できないものとする。また、参加者から提出された書類等は返却しない。

(2) 参加辞退の場合

参加表明書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退

する旨を記載した書面（参加辞退届：様式3）を、速やかに総合政策課政策推進係あてに提出するものとする。

（3）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「2（5）委託料」の額を超過した場合

（4）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合、町は契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

13 日程

令和元年6月 4日（火）実施公告及び参加申込及び質問開始

6月13日（木）参加表明受付締切り

6月18日（火）質問締切り

6月21日（金）質問に対する回答

7月 8日（月）企画提案書等の提出締切り

7月16日（火）頃（別途通知）プレゼンテーション審査

7月19日（金）選定結果通知

14 問合せ先

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町役場 総合政策課政策推進係 須田

電話番号 0267-86-2553（直通）

FAX 0267-86-4935

電子メール seisaku@town.sakuho.nagano.jp